

一般社団法人日本健康相談活動学会 社員規程

(社員及び学生社員の名称)

第1条 定款第7条に定める社員及び学生社員は、会員及び学生会員をさす。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則) この規程は2023年12月3日に制定し、同日より施行する。